

早稲田イーライフ神楽坂 運営規程

（事業の目的）

第1条 MJスタイル株式会社が開設する早稲田イーライフ神楽坂（以下「事業所」という。）の従業者が、要介護状態（要支援状態）にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護・通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 早稲田イーライフ神楽坂
- (2) 所在地 東京都新宿区天神町10番5号 神楽坂ビル88 1F

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
利用者の健康状態を管理し、衛生上の指導及び心身の状況に応じた看護を行う。
- (4) 介護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 2名（機能訓練時間中）
日常生活を営むために必要な機能の回復及び維持のための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（祝日も営業）、ただし、12月29日～1月3日を除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

（事業の単位及び利用定員）

第6条 事業の単位及び利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 単位 1 単位 9 時 00 分～12 時 10 分
 2 単位 13 時 30 分～16 時 40 分
(2) 利用定員 15 人

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第 7 条 利用料の額は、介護報酬告示上の額及び第 1 号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額、介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 通所介護計画等の作成
(2) 日常生活上の世話及び支援
(3) 機能訓練
(4) 介護サービス
(5) 健康チェック
(6) 送迎
(7) 相談
(8) 家族指導

その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- (1) レンタルサーバー代（給茶器）500円（税抜き）/月額 （選択制）＊水は無料
(2) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用 通常の実施地域を越えた地点から片道1kmにつき10円
2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、新宿区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること
(2) 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用すること
(3) その他管理上必要な事項に協力すること

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、適切な処置を行うとともに、必要に応じ主治医及び利用者の家族への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害時に関係機

関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(地域との連携等)

第15条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、指定地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、助言等について記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定地域密着型通所介護に関する諸記録を整備し、地域密着型通所介護計画の記録については、当該計画に基づく指定地域密着型通所介護サービスの提供を終了した日から、その他の記録については当該記録を作成し、又は取得した日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はMJスタイル株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、[令和6年4月1日]から施行する。

運営規程別紙 早稲田イーライフ神楽坂 料金表

料金表)

・第1号通所事業（通所介護相当サービス）の利用料（1単位＝10.9円）

		単位数	総額	1割負担	2割負担	3割負担	
要支援1	① 通所型サービス（独自）/通所型独自サービス1回数	436単位	4,752円	476円	951円	1,426円	1回につき
	② 通所介護相当サービス費1	1,798単位	19,598円	1,960円	3,920円	5,880円	1月につき
	③ 科学的介護推進体制加算*	40単位	436円	44円	88円	131円	1月につき
	④ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	各サービス単位数の9.0%	-	-	-	-	1月につき
	⑤ 口腔機能向上加算Ⅰ	150単位	1635円	164円/回	327円/回	491円/回	1月につき
	⑥ 口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	1744円	174円/回	349円/回	523円/回	1月につき
	*月の利用回数が4回以下の場合の、月のご利用料：(①×利用回数)＋②＋③＋④＋(⑤＋⑥) ※口腔機能加算はいずれか **月の利用回数が5回の場合の、月のご利用料：②＋③＋④＋(⑤＋⑥) ※口腔機能加算はいずれか						
要支援2	⑦ 通所型サービス（独自）/通所型独自サービス2回数	447単位	4,872円	488円	975円	1,462円	1回につき
	⑧ 通所介護相当サービス費2	3,621単位	39,468円	3,947円	7,894円	11,841円	1月につき
	⑨ 科学的介護推進体制加算	40単位	436円	44円	88円	131円	1月につき
	⑩ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ	各サービス単位数の9.0%	-	-	-	-	1月につき
	⑪ 口腔機能向上加算Ⅰ	150単位	1635円	164円/回	327円/回	491円/回	1月につき
	⑫ 口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	1744円	174円/回	349円/回	523円/回	1月につき
	*月の利用回数が8回以下の場合の月のご利用料：(⑦×利用回数)＋⑨＋⑩＋(⑪＋⑫) ※口腔機能加算はいずれか **月の利用回数が9,10回の場合の、月のご利用料：⑧＋⑨＋⑩＋(⑪＋⑫) ※口腔機能加算はいずれか						

・地域密着型通所介護サービスの利用料（1単位＝10.9円）

		3時間以上 4時間未満	1割負担	2割負担	3割負担	
基本部分	要介護1	416単位 4,534円	454円	907円	1,361円	1日につき
	要介護2	478単位 5,210円	521円	1,042円	1,563円	1日につき
	要介護3	540単位 5,886円	589円	1,178円	1,766円	1日につき
	要介護4	600単位 6,540円	654円	1,308円	1,962円	1日につき
	要介護5	663単位 7,226円	723円	1,446円	2,168円	1日につき
個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）		76単位 828円	83円	166円	249円	1日につき
個別機能訓練加算Ⅱ		20単位 218円	22円	44円	66円	1月につき
ADL維持加算Ⅰ		30単位 327円	33円	66円	99円	1月につき
ADL維持加算（Ⅱ）		60単位 654円	66円	132円	198円	1月につき
口腔機能向上加算Ⅰ		150単位 1635円	164円/回	327円/回	491円/回	1月につき 2回
口腔機能向上加算Ⅱ		160単位 1744円	174円/回	349円/回	523円/回	1月につき 2回
科学的介護推進体制加算		40単位 436円	44円	88円	131円	1月につき
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		各サービス単位数 の9.0%	-	-	-	1月につき

・介護保険給付対象外サービスの利用料

その他日常生活費	レンタルサーバー代（給茶器）550 円（税込み）/月額（選択制） ※水は無料です。
-----------------	--